

判例第64号/2023/AL¹

「財産奪取を目的とした誘拐罪」における刑罰上下限の決定及び「組織である場合」の加重事由の決定について

2023年8月18日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所裁判長官の2023年10月1日付け決定第364/QĐ-CA号により公表された。

判例の源：

被告人チャン・ヴァン・N及び共犯者に対する「財産奪取を目的とした誘拐罪」の刑事事件に関する2022年10月04日付け最高人民裁判所裁判官評議会による監督審決定第15/2022/HS-GĐT号

判例の内容の位置：

「裁判所の認定」部分の第7段落、第8段落、第12段落、第13段落及び第14段落。

判例の内容の概要

- 判例の事実1：

被告人は財産を奪取するために被害者を誘拐するための犯罪道具や手段を計画、準備していたが、財産が奪取できなかった。

- 法的解決策1：

この場合、被告人は「財産奪取を目的とした誘拐罪」で刑事責任を追及しなければならない。裁判所は、刑罰上下限を決定するために被告人が奪取しようとしている財産の価値に基づかなければならない。

- 判例の事実2：

被告人らの中には、首謀者、首唱者であり、計画を立て、他の被告人に任務を割当て、財産を奪取するために、他の被告人らに被害者の誘拐に参加するよう直接勧誘する被告人がいる。被告人らの間には緊密な共謀があり、首謀者の指示の下で一貫した行為を行った。

- 法的解決策2：

この場合、被告人らは2015年刑法（2017年に修正・補充）第169条2項a号に規定される「組織的である場合」の加重事由を伴う「財産奪取を目的とした誘拐罪」で刑事責任を追及されなければならない。

判例に関連する法律の規定：

2015年刑法（2017年に修正・補充）第169条

判例のキーワード

¹ この判例は最高人民裁判所の法制科学管理課によって提案された。

「財産奪取を目的とした誘拐罪」、「刑罰上下限の認定」、「組織的である場合」

事件の内容

2018年8月頃、チャン・ヴァン・Nはルー・マン・Tに150,000,000VNĐを貸したが、何度も借金を要求したが、Tは支払わず、ホーチミン市に逃亡したため、NはTをだましてハノイに連れて行き、借金取り立てのために誘拐することを思いついた。Nは、グエン・ジエウ・Lのzaloアカウントを借り、Lになりすまして友達を作り、2019年1月15日午後、ヴィンフック省A県でTと話し、外出するよう誘った。

2019年1月12日、NはL、グエン・クアン・T1、グエン・ヴァン・D、ファン・ヴァン・Qを、借金取りのためのTの誘拐に参加するよう誘った。L、T1、D、Qは同意した。Nは、三つの伸縮式スティック（各スティックの長さは約60cm）、一つの催涙スプレー缶、一つの電気ライター、及び一つの手錠を準備した。

2019年1月15日午後2時30分頃、NはDに対し、N、L、D、Q、T1でノイバイ空港まで行くためにチン・アイン・T2からタクシーを借りるように言った。車中でNはL、D、Q、T1とTを誘拐する方法について話し合っていたため、T2は上記の被告人らが借金取りのためにTを誘拐するために空港に来たことをはっきりと知っていた。車中でLはTから電話を受け、同日午後7時にノイバイ空港に到着するとの連絡を受けた。

2019年1月15日午後3時頃、T2はN、L、D、Q、T1をノイバイ空港に輸送し、空港近くの二つの部屋を借りた。ここで、NとDはTを誘拐する計画についてT2に話した。具体的には、Lが別のタクシーを借りて最初にTを迎えに行き、T2が全員を後ろに乗せる。LとTのタクシーが停止したとき、T2は全員が駆け寄ってTを誘拐できるように後ろに駐車した。T2は同意した。

2019年1月15日午後7時20分頃、LはTを迎えに行き、タクシーを借りてヴィンフック省A県の方向へ向かった。T2はN、D、Q、T1を後ろに運搬した。車の中で、NはDとT1にスティックを1本ずつ、Qには催涙スプレーの缶を渡した。15kmほど進んだところでLとTを乗せたタクシーが止まり、後ろにT2の車が止まった。N、Q、D、T1は車から降りてTのタクシーへ走り、T1はLをT2のタクシーへ連れて行った。Nが左後部ドアを開け、Dが右後部ドアを開け、QがTのタクシー助手席の前部ドアを開け、Tの顔に催涙スプレーを噴射し、NとQは、Tが借金の支払いを願うまで、拳でTの顔を殴った。その後、N、Q、Dはその行為を止めた。NとDはTの手を握り、NはDに手錠を渡し、一端をTの右手に、もう一端を運転席の下に施錠した。Dはシャツを取り上げてTの頭を覆い、バクニンに向かって車で行くように運転手に求めた。バクニンに到着したNは、Tを連れてT1のスクラップ倉庫に1日閉じ込めておくようにT1に言った。NがT1の車に乗り、L（T2が運転）が先に行った。Q、D、Tを乗せたタクシーが後を追った。到着後、Dはタクシー運転手に「そのまま倉庫に入るように」と伝え、T2の車は倉庫の外に駐車し、NとLは倉庫の中に入った。約5分後、T2が車で帰り、T1が倉庫のドアを閉めた。Qはリュックを背負って車から降りたが、Tさんはタクシーに閉じ込められたままであった。NはTの携帯電話にあるTとLの間のすべてのメッセー

ジと通話履歴を取り出して削除し、QはTの財布を調べ、財布、ATMカード、IDカードを保管し、金額270万VNDをTに返した。その後、N、D、QがTを車から降ろし、トイレに連れて行った。Qは、手錠でTの手をロックし、ロープでTの手を後ろに縛り、テープで手を巻き、Tの口に猿ぐつわをかぶせ、NとDはタクシーでN宅へ向かい、Nはタクシーに乗った。Nさんは長さ約1.5メートルの鎖を手に取り、食料を買いに行き、倉庫に戻った。Nはお金を払ってタクシーを運転して家に帰った。L、N、T1、D、Q、Tは倉庫で座って食事をしていた。食事中、QはTに対してNに金を払えば解放されると言った。食事の後、QとDはTを倉庫の右隅に移動させ、Tの左足と腕をテープで縛り、Tは逃走も自殺もできないよう、右手は倉庫の鉄柱に鎖でつながれた手錠でロックされていた。2019年1月15日午後12時ころ、L、N、T1は帰ったが、D、QはTを見張って倉庫に残った。

2019年1月16日正午、N、T1、D、Q、Lが倉庫に集まった。Nは、Tに電話を渡して自宅に電話させ、Tの家族にTの口座に送金するよう求め、Nに払うためにその口座からお金を引き出す。同日13時頃、DはT2に電話して倉庫まで迎えに来て欲しいと依頼した。Nは手でTの右目を殴り、電話を渡して自宅に電話させ、家族にTの口座に150,000,000VNDを送金するよう求めた。Tは元妻のダム・ティ・フォン・L1に電話し、お金を借りていたために誘拐されたことを伝え、L1に自宅に行ってTの両親にお金を借りてTの口座に送金するよう伝えるよう頼んだ。離婚していたため、L1はTの指示に従わず、Tは実の叔母であるルー・ティ・L2に電話し、借金があると言い、誘拐され、殴られ、縛り上げられているので、L2に、Tの両親にTを救うためにお金を借りるように伝えるように頼んだ。L2が家に知らせに来たが、Tの両親にはお金がなかった。Tの友達であるホアン・ティ・L3に電話し、借金がありバクニンで誘拐されていると伝え、釈放されるよう送金するようL3に頼んだ。

2019年1月16日午後2時頃、Tの家族が送金をしなかったため、Qは竹製のキセルを使ってTを殴った。Nは消火器を取ってTに投げ、足で蹴り、その日の夕方、Lはタクシーを雇ってハノイに戻った。NはDと一緒に車を借り、Qの部屋にTを連れて行き、QはTを鎖でベッドの足元に縛り付けた。D、T1が帰った。

Qは、2019年1月17日から2019年1月18日朝までTを誘拐した。Qの部屋で、TはNに、Tが殴られ、縛られている写真を撮ってホアン・ティ・L3に送り、Tの家族が信じ、Tの借金を返済するためにTの口座に送金する目的としてルー・ティ・H（Tのいとこ）に電話した。NはTに、「借金を支払うために送金しなければ、NがTの手を切り落とすことになる」とHに伝えるように言った。HはTに代わって身代金を受け取って借金を支払うことに同意した。

2019年1月19日午前1時頃、T2はQ、D、Tを車でP県Y町X村の墓地まで送り、QとDはTに火傷を負わせると脅した。その後、T2はQ、D、Tを車でP県Y町A村のカラオケバーに連れて行った。2019年1月19日午前8時頃、DがQに代わってTの世話をしに来た。DはTを自宅に電話させて送金を依頼し、Tの口座を確認したところ、38,928,049VNDがあった。その中で、口座内の利用可能な資金は23,928,049VNDで、2019年1月19日午前10時12分にルー・ティ・Hが送金した資金は10,000,000VND、2019年1月19日午前10時30分に5,000,000VNDである。

2019年1月19日午前11時頃、DはTを警察本部に連れて行き、自首した。その後、T2、N、T1、Dが告白しに行った。2019年2月19日、Qは自首した。2019年2月21日、Lは自首した。

2019年10月8日付けの第一審刑事判決第49/2019/HSST号において、バクニン省人民裁判所は第169条第2項e点と第51条2項b、s号を適用し、次の刑罰を決した：

- チャン・ヴァン・Nは、財産奪取を目的とした誘拐罪で懲役42ヶ月である。
- ファン・ヴァン・Qは、財産奪取を目的とした誘拐罪で懲役36か月である。
- グエン・ヴァン・Dは、財産奪取を目的とした誘拐罪で懲役36ヶ月である。
- グエン・ジエウ・Lは、懲役30ヶ月であるが、執行猶予付き、財産奪取を目的とした誘拐罪に関する第一審判決の日から執行猶予期間は60ヶ月である。
- グエン・クアン・T1は、懲役30ヶ月であるが、執行猶予付き、財産奪取を目的とした誘拐罪に関する第一審判決の日から執行猶予期間は60ヶ月である。
- チン・アイン・T2は、懲役30ヶ月であるが、執行猶予付き、財産奪取を目的とした誘拐罪に関する第一審判決の日から執行猶予期間は60ヶ月である。

2019年10月21日、チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・Dは、犯罪を再考し、刑罰を軽減し、これらの被告人に執行猶予付きの判決を与えるよう控訴した。

2020年10月30日付刑事控訴審判決第535/2020/HSPT号において、ハノイの高級人民裁判所はそれらの被告人の控訴を受理した。その内容は、刑罰につき第169条第1項、b、s号と第51条第1項、第2項を適用し、チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・Dを執行猶予付き懲役24か月、グエン・ジエウ・L、グエン・クアン・T1、チン・アイン・T2を執行猶予付き懲役18か月とするものである。

2021年8月31日付の監督審異議申立決定第29/QĐ-VKSTC号において、刑法第169条第2項第a号と第e号を全被告人に適用し、首謀者、主導者、積極的に実行した者に対する刑罰を加重し、執行猶予付き判決を認めない方向で第一審の再審を審理するために、最高人民検察院長官は、チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・D、グエン・クアン・T1、グエン・ジエウ・L及びチン・アイン・T2の刑事責任に関する2020年10月30日付の控訴審判決第535/2020/HSPT号につき異議申立てを行った。その内容として、最高人民裁判所裁判官評議会に対して監督審を要請し、刑法第169条第2項第a号と第e号を全被告人に適用し、首謀者、主導者、積極的に実行した者に対する刑罰を加重し、執行猶予付き判決を認めない方向で第一審の再審を審理するために、チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・D、グエン・クアン・T1、グエン・ジエウ・L及びチン・アイン・T2の刑事責任に関する上記の刑事控訴審判決及びバクニン省人民裁判所による2019年10月8日付け第一審判決第日付第一審刑事判決第49/2019/HSST号を棄却するよう要請した。

監督審の公判において、最高人民検察院の代表者は、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、最高人民検察院長官の異議申立てを受け入れるよう要請し、その内容として、刑法第169条第2項第a号と第e号を全被告人に適用し、首謀者、主導者、積極的に実行した者に対す

る刑罰を加重し、執行猶予付き判決を認めない方向で第一審の再審を審理するために、チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・D、グエン・クアン・T1、グエン・ジエウ・L及びチン・アイン・T2の刑事責任に関するハノイ高等人民裁判所の2020年10月30日付刑事控訴判決第535/2020/HSPT号及びバクニン人民裁判所の2019年10月8日付第一審刑事判決第49/2019/HSST号を棄却するよう要請した。

裁判所の認定：

[1] 罪名について：

[2] 捜査過程及び第一審と控訴審において、被告人らはすべての犯罪を自白し、その自白は被害者、証人の証言、及び事件記録のその他の文書及び証拠と一致し、次のことを判断する十分な根拠がある。

[3] 2018年8月頃、ルー・マン・Tはチャン・ヴァン・Nから150,000,000VNĐを借りた。何度も借金を取り立てたため、Tは支払わずに仕事を辞めてホーチミン市に逃亡したため、NはTを誘拐して借金を取り立てる方法を考えた。話し合いの結果、被告人のファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・D、グエン・ジエウ・L、グエン・クアン・T1、チン・アイン・T2は参加することに同意した。被告人らは、家族がNの借金を返済するためにTの口座に150,000,000VNĐを送金するために、ロープを使ってTを縛り、殴り、捕らえた。

[4] 被告人N、Q、D、L、T1、T2の上記行為は、刑法第169条に規定する財産奪取を目的とした誘拐罪を構成するに足りる要素を有する。第一審及び控訴審裁判所によるこの犯罪に対する被告人らに対する有罪判決には十分な根拠があり、法律に従っている。

[5] 刑罰について：

[6] 刑事第169条2項e号に規定されている加重事由の事実について：

[7] この事件では、被告人らはルー・マン・Tを誘拐し、縛り上げ、監禁し、殴打して、Tの家族や親戚に電話して、Tが受け取った150,000,000VNĐを送金するよう圧力をかけた。NはTの口座に預けられ、Nへの借金を返済した後に初めてTは解放された。そのため、被告人らが行ったTの誘拐し、縛り上げ、監禁し、殴打の一連の行為の目的は、Tの家族からの150,000,000VNĐを奪取したところである。ルー・ティ・H（Tの従妹）は、Tの口座に2回、総額15,000,000VNĐを送金し、Tの口座には23,928,049VNĐがあるところ、被告人らはこの金額をTに引き出して被告人らに渡すことを強制していないが、被告人らの当初の150,000,000VNĐの奪取目的は変更されない。

[8] そのため、被告人らは、ルー・マン・Tの誘拐以来、被告人らが奪取する予定だった150,000,000VNĐの刑事責任を負わなければならない。被告人らは、刑事第169条2項e号に規定されている「50,000,000VNĐ以上200,000,000VNĐ未満の財産を奪取した場合」に裁判を受けなければならない。

[9] 本件の被告人らは、被告人らが150,000,000VNĐを奪取できなかったことを理由で、刑法第169条第1項に基づく刑事責任のみで追及されるとする控訴裁判所の立論については次のように判断する。「財産奪取を目的とした誘拐罪」は、形式的な構成要素を有する

犯罪である。そのため、犯罪が完了した瞬間は、被告人らがルー・マン・Tを誘拐し、Tの家族に対し、被告人らが要求した150,000,000VNDをTの口座に送金するよう圧力をかけたときであった。TがNの借金を取り下げて返済すれば、Tは釈放されることになる。「犯罪の完了は、被告人らがこの150,000,000VNDを奪取できたかどうかによって判断する。「財産奪取を目的とした誘拐罪」は、形式的な構成要素を有する犯罪である。そのため、犯罪が完了した瞬間は、被告人らがルー・マン・Tを誘拐し、Tの家族に対し、被告人らが要求した150,000,000VNDをTの口座に送金するよう圧力をかけたときであった。TがNの借金を取り下げて返済すれば、Tは釈放されることになる。「50,000,000VNDから200,000,000VND未満の価値の財産の奪取」という事情は、刑事第169条第1項の加重事由であるため、依然として第1項の形式的な構成の原則に従っている。ここで刑罰上下限を定める「金額」は、Tを誘拐する際の被告人らの奪取の目的については依然として考慮する必要がある。控訴裁判所は、刑法第169条第1項の「財産奪取を目的とした」という文言と第2項の「奪取した金銭」という文言は異なって理解されるべきである。これにより、「財産奪取を目的とした」という文言は別の意味は、被告人らが誘拐された者の家族の財産を奪取する目的を持っていた限り、実際にそれを奪取できたかどうかは犯罪の構成に影響を及ぼさない。また、第2項の「奪取した金銭」という表現は、この金額が加重上下限の犯罪を構成するために実際に奪取されなければならないことを意味すると理解されているが、これには根拠がない。

[10] 最高人民検察院は、刑法第169条第2項e号に規定されている「50,000,000 VND から 200,000,000 VND 未満相当の財産の奪取」という加重事由で被告人らを裁判する必要があると監督審に異議申し立てたのは、十分な根拠があり、合法であり、受け入れられるべきである。

[11] 刑法第169条第2項a号に規定されている加重上下限を定める事情について：

[12] この事件では、被告人チャン・ヴァン・Nが首唱者であり、TがNから借りた150,000,000VNDを奪取するために、その他の被告人ら（Q、D、L、T1、T2）をTの誘拐に参加するよう直接招待した者であり、手錠、ロープ、催涙スプレーなど、犯行に必要な道具や手段を直接用意した者であり、被告人Lのzaloを使って友達を作ること、Tをホーチミン市からハノイに招待すること、Tを迎えに行く場所（ノイバイ空港）を選ぶことなど、Tを迎えにLを割り当て、Nとその共犯者を乗せたタクシーを接近させ、Tを誘拐するためにLとTを乗せたタクシーを一時に停止する場所と時刻を選択し、Tを閉じ込める場所を選択し、Tを見張る人を割り当てた者である。そのため、Nは指導者であり、首謀者、主導者である。他の被告人らは実行者であり、Tの家族に対し、Nの求めに応じてTの口座に送金するよう圧力をかけ、それによってこのお金を奪取し、Tが以前Nから借りていた借金を清算するために、Tを誘拐する計画においてNを積極的に幫助する者である。Nと他の被告人らとの間には緊密な共謀があり、他の被告人らは一貫してNの指示に従った。被告人らは、Tの家族から150,000,000VNDを奪取するためにTを逮捕し、縛り、閉じ込め、殴打したという行為を行ったのは2019年1月12日から2019年1月19日までである。そのため、被告人らの行為は、刑法第169条第2項a号に規定する「組織的である場合」犯罪の徴候がある。

[13] 第一審裁判所は、法第169条第2項e号の「50,000,000 VND から 200,000,000

VND 未満の財産の奪取」という加重事由のみで被告人らを裁判し、上記で分析したような「組織的である場合」の加重事由を考慮しなかったのは十分でない。

[14] 刑法第 169条第2項第a号に規定されている加重事由の「組織的である場合」の適用を求める最高人民検察院の異議申立てには十分な理由があり、受け入れられる必要がある。

[15] 刑罰について：

[16] 本件における被告人らの役割について：

[17] 被告人チャン・ヴァン・Nは首唱者であり、首謀者、主導者の役割を果たす。

[18] 被告人らファン・ヴァン・Qとグエン・ヴァン・Dは、被告人らチャン・ヴァン・Nから借金取り立てのためルー・マン・Tの誘拐に参加するよう誘われたとき、積極的にNを手助けした。また、QとDは誘拐、縛り上げ、殴打する行為があり、そして被害者を脅迫したので、Nに次ぐ役割を果たす者である。

[19] 被告人らのグエン・クアン・T1とトリン・アン T2 は、この事件において3番目の役割を担っている。被告トリン・アンT2については事前の話し合いはなかったが、ノイバイ空港近くのモーテルで、NがT氏の逮捕について話し合ったところ、T2はこれに同意し、Nの指示に従って運転した。

[20] 被告人グエン・ジェウ・Lは、友人を作るために自分のzaloアカウントを被告人チャン・ヴァン・Nに貸す行為をし、ホーチミン市からハノイまでTと会う約束をした。LはNの計画に従い、ルー・マン・Tの迎えに参加し、待ち合わせ場所まで連れて行ったが、NのグループがTを誘拐すると、Lはハノイに戻り、その後は参加しなかった。そのため、この事件においては、Lは最も低い役割を果たす。

[21] 被告人らの加重事由、減刑事由の事情について

[22] 加重事由：被告人らは加重事由の事情がない。

[23] 減軽事由：被告人らは全員自首し、誠実に罪を認めて悔い改め、被害者に20,000,000VNDを賠償し、被害者は被告人全員の減刑を申請した。そのため、被告人らは、刑法第51条第1項第b号、第s号及び第2項に規定される減軽事由を受ける権利がある。

[24] 被告人L、Q、T1、T2の両親、祖父母、祖母、母は戦争に参加した勲章を受章しているため、刑法第51条第2項が追加適用される。

[25] 控訴審の段階では、被告人のグエン・ヴァン・Dにはさらに減軽事由があった。それは、バクニン省P県の公安が記録した2件の強盗及び財産窃盗事件の告発に尽力した。被告人チャン・ヴァン・Nは、殉教者を崇拜しており、祖父母が多くの勲章を授与されていることを示す追加文書を提出した。被告人は違法麻薬密売人を逮捕するための情報を捜査機関に提供しており、そして地元の政権は当被告人が新型コロナウイルス感染症対策運動に自発的かつ積極的に参加したことを確認した。

[26] 人柄について：被告人らN、Q、D、Lはいずれも人柄が良い。被告人T1と被告

人T2は裁判にかけられたが、この事件では被告人らの犯罪記録は犯罪を実行する前に自動的に消去された。

[27] 刑罰の決定について：

[28] 上記の分析を踏まえて、裁判所裁判官評議会は次のように判断する：

[29] 本件における被告人N、Q、Đ、L、T1、T2の犯罪行為は、刑法第169条第2項第a号及び第e号に従って刑事責任を考慮されなければならない。

[30] 第一審裁判所は、刑法第169条第2項第e号で加重事由を有する被告人を審理し、刑法第54条を適用して被告人らを刑法第169条第2項（懲役5年以上12年以下）の刑罰上下限の下限以下に処罰したのは厳格でなく適正でない。

[31] 第一審の判決を修正し、刑法第169条第1項に従って被告人らを裁判し、全被告の刑罰を軽減するという控訴審の決定には根拠がない。

[32] 第一審の公判後、被告人らは減刑を求めて控訴しているため、被告人に不利な刑を加重する方向で控訴を審理することはできない。そのため、最高人民検察院の異議申立てを受け入れ、第一審の再審のために第一審判決と控訴審判決を破棄し、犯罪行為の危険性を総合的かつ客観的に検討した上で、被告人らの犯罪の実態を踏まえて判断する必要がある。これにより、被告人らの立場と役割に応じて、適切な刑罰の程度を決定する。

上記の理由を踏まえて、

決定:

2015年刑法第382条、第388条3項、第391及び第394条に基づき、

1. 2021年8月31日付け最高人民検察院による監督審異議申立決定を受け入れる。

2. チャン・ヴァン・N、ファン・ヴァン・Q、グエン・ヴァン・Đ、グエン・クアン・T1、グエン・ジエウ・L及びチン・アイン・T2に対する刑事責任についての2020年10月30日付けハノイ高等人民裁判所による刑事控訴審判決第535/2020/HSPT号及び2019年10月08日付けバクニン省人民裁判所による刑事第一審判決第49/2019/HSST号を棄却する。

3. 法の規定に従い、第一審の再審理のために事件記録をバクニン省人民裁判所に移送する。

判例の内容

“ [7] この事件では、被告人らはルー・マン・Tを誘拐し、縛り上げ、監禁し、殴打して、Tの家族や親戚に電話して、Tが受け取った150,000,000VNĐを送金するよう圧力をかけた。NはTの口座に預けられ、Nへの借金を返済した後に初めてTは解放された。そのため、被告人らが行ったTの誘拐し、縛り上げ、監禁し、殴打の一連の行為の目的は、Tの家族からの150,000,000VNĐを奪取したところである。ルー・ティ・H (Tの従妹) は、Tの口座に2回、総額15,000,000VNĐを送金し、Tの口座には23,928,049VNĐがあるところ、被告人らはこの金額をTに引き出して被告人らに渡すことを強制していないが、被告人らの当初の150,000,000VNĐの奪取目的は変更されない。

[8] そのため、被告人らは、ルー・マン・Tの誘拐以来、被告人らが奪取する予定だった150,000,000VNDの刑事責任を負わなければならない。被告人らは、刑事第169条2項e号に規定されている「50,000,000VND以上200,000,000VND未満の財産を奪取した場合」に裁判を受けなければならない。

[9] 本件の被告人らは、被告人らが150,000,000VNDを奪取できなかったことを理由で、刑法第169条第1項に基づく刑事責任のみで追及されんとする控訴裁判所の立論については次のように判断する。「財産奪取を目的とした誘拐罪」は、形式的な構成要素を有する犯罪である。そのため、犯罪が完了した瞬間は、被告人らがルー・マン・Tを誘拐し、Tの家族に対し、被告人らが要求した150,000,000VNDをTの口座に送金するよう圧力をかけたときであった。TがNの借金を取り下げて返済すれば、Tは釈放されることになる。「犯罪の完了は、被告人らがこの150,000,000VNDを奪取できたかどうかによって判断する。「財産奪取を目的とした誘拐罪」は、形式的な構成要素を有する犯罪である。そのため、犯罪が完了した瞬間は、被告人らがルー・マン・Tを誘拐し、Tの家族に対し、被告人らが要求した150,000,000VNDをTの口座に送金するよう圧力をかけたときであった。TがNの借金を取り下げて返済すれば、Tは釈放されることになる。「50,000,000VNDから200,000,000VND未満の価値の財産の奪取」という事情は、刑事第169条第1項の加重事由であるため、依然として第1項の形式的な構成の原則に従っている。ここで刑罰上下限を定める「金額」は、Tを誘拐する際の被告人らの奪取の目的については依然として考慮する必要がある。控訴裁判所は、刑法第169条第1項の「財産奪取を目的とした」という文言と第2項の「奪取した金銭」という文言は異なって理解されるべきである。これにより、「財産奪取を目的とした」という文言は別の意味は、被告人らが誘拐された者の家族の財産を奪取する目的を持っていた限り、実際にそれを奪取できたかどうかは犯罪の構成に影響を及ぼさない。また、第2項の「奪取した金銭」という表現は、この金額が加重上下限の犯罪を構成するために実際に奪取されなければならないことを意味すると理解されているが、これには根拠がない。

[10] 最高人民検察院は、刑法第169条第2項e号に規定されている「50,000,000 VND から 200,000,000 VND 未満相当の財産の奪取」という加重事由で被告人らを裁判する必要があると監督審に異議申し立てたのは、十分な根拠があり、合法であり、受け入れられるべきである。

[11] 刑法第169条第2項a号に規定されている加重上下限を定める事情について：

[12] この事件では、被告人チャン・ヴァン・Nが首唱者であり、TがNから借りた150,000,000VNDを奪取するために、その他の被告人ら(Q、D、L、T1、T2)をTの誘拐に参加するよう直接招待した者であり、手錠、ロープ、催涙スプレーなど、犯行に必要な道具や手段を直接用意した者であり、被告人Lのzaloを使って友達を作ること、Tをホーチミン市からハノイに招待すること、Tを迎えに行く場所(ノイバイ空港)を選ぶことなど、Tを迎えにLを割り当て、Nとその共犯者を乗せたタクシーを接近させ、Tを誘拐するためにLとTを乗せたタクシーを一時に停止する場所と時刻を選択し、Tを閉じ込める場所を選択し、Tを見張る人を割り当てた者である。そのため、Nは指導者であり、首謀者、主導者である。他の被告人らは実行者であり、Tの家族に対し、Nの求めに応じてTの口座に送金するよう圧力をかけ、それによってこのお金を奪取し、Tが以前Nから借りていた借金を清算するために、Tを

誘拐する計画においてNを積極的に幫助する者である。Nと他の被告人らとの間には緊密な共謀があり、他の被告人らは一貫してNの指示に従った。被告人らは、Tの家族から150,000,000VNDを奪取するためにTを逮捕し、縛り、閉じ込め、殴打したという行為を行ったのは2019年1月12日から2019年1月19日までである。そのため、被告人らの行為は、刑法第169条第2項第a号に規定する「組織的である場合」犯罪の徴候がある。

[13] 第一審裁判所は、法第169条第2項第e号の「50,000,000 VND から 200,000,000 VND 未満の財産の奪取」という加重事由のみで被告人らを裁判し、上記で分析したような「組織的である場合」の加重事由を考慮しなかったのは十分でない。

[14] 刑法第 169条第2項第a号に規定されている加重事由の「組織的である場合」の適用を求める最高人民検察院の異議申立てには十分な理由があり、受け入れられる必要がある。”